

こんにちは保健師です

今月の担当は、藤森 裕美です。

令和7年度带状疱疹ワクチン予防接種料金助成について

町では、令和6年4月から带状疱疹ワクチン予防接種を接種した50歳以上の町民の方に接種料助成を行っていますが、令和7年4月1日から带状疱疹ワクチン予防接種法による定期の予防接種となることから、次のとおり予防接種料の助成を行います。

○対象者

(1) 定期の予防接種

①令和7年度に各年齢となる方

- 65歳：昭和35年4月2日から昭和36年4月1日生まれの方
- 70歳：昭和30年4月2日から昭和31年4月1日生まれの方
- 75歳：昭和25年4月2日から昭和26年4月1日生まれの方
- 80歳：昭和20年4月2日から昭和21年4月1日生まれの方
- 85歳：昭和15年4月2日から昭和16年4月1日生まれの方
- 90歳：昭和10年4月2日から昭和11年4月1日生まれの方
- 95歳：昭和5年4月2日から昭和6年4月1日生まれの方
- 100歳：大正14年4月2日から昭和元年4月1日生まれの方
- 101歳以上の方

②接種日に、満60歳以上満65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

(2) 任意の予防接種

接種日に満50歳以上の方で、①または②のいずれかに該当する方

- ①水痘ワクチン予防接種費用助成を受けたことが無い方
 - ②带状疱疹ワクチン予防接種費用助成を2回受けたことが無い方
- ※事前に主治医にご相談ください。

○助成期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）の接種分

○手続き方法

【町内の医療機関で接種を受けられる方】

- ①医療機関へのワクチン接種の予約は各自で行ってください。
- ②1回の接種料金のうち、町助成分を差し引いた差額のみ医療機関窓口でお支払いください。

【町外の医療機関で接種を受けられる方】

- ①医療機関へのワクチン接種の予約を各自で行ってください。
- ②定期の予防接種を受ける方は、事前に役場保健福祉課で「接種依頼書」の交付を受けてから医療機関で接種を受けてください。任意の予防接種の場合は不要です。
- ③ワクチンの助成金は、接種費用助成金申請に基づき、手続き後に払い戻しとなりますので一度病院の窓口で全額を立て替え払いしてください。接種料金は医療機関により異なります。
医療機関で支払いをした際にもらった带状疱疹ワクチン予防接種を接種したことが明記された領収書と印鑑を役場保健福祉課までご持参ください。助成金は口座振込となりますので、その際に預金通帳の口座番号・口座名義人をお知らせください。助成金の手続きは、令和8年4月3日（金）までに行ってください。

○带状疱疹ワクチンの種類と助成金額

带状疱疹ワクチンは、現在、2つの製品（ビケン、シングリックス）があり、接種を希望される方は、効果や副反応、持続性等を医師とよく相談のうえ、接種を受けてください。

	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)
販売名	ビケン	シングリックス
助成回数	1回（皮下接種）	2回（筋肉内接種） ※1回目から2か月空けて2回目接種
助成金額	5,000円	1回につき10,000円
予防効果	50%	90%
持続性	5年～10年程度	10年以上
副反応	接種部位の疼痛、発赤、腫れ、かゆみ、頭痛など	接種部位の疼痛、発赤、腫れ、頭痛、発熱、筋肉痛、疲労など
特徴	料金は8,000円程度。 免疫機能に異常のある疾患をお持ちの方や、免疫を抑制する治療を受けている方は接種できません。	料金は2回で40,000円程度。 免疫が低下している方も接種可能。
他の予防接種との接種間隔	予防接種前に、生ワクチンを接種した場合は、接種した翌日から27日以上の間隔が必要です。	

○その他

医療機関によっては、予防接種の日時が決まっているところや予約制となっている場合があります。また、使用しているワクチンも医療機関によって異なりますので、受診する前に各自で医療機関にご確認ください。

▼お問い合わせは、役場保健福祉課保健推進係（01372-7-5291）へ。